一 遷宮之御帰子別にお御
二位殿御退出後御[illegible]
[illegible]御[illegible]入[illegible]
番中[illegible]御[illegible]
[illegible]吟味[illegible]事

一 遷宮[illegible]
女院御所[illegible]
[illegible]

一 所月番御[illegible]
仕 遷宮之御帰[illegible]
御[illegible]

一 [illegible]中御門院様御代
後院御[illegible]遷宮[illegible]
[illegible]
御所[illegible]
[illegible]
[illegible]
御所[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

七月七日頃

一長田郷中ヨリ長田ヨリ又ハ郷ヨリ
イ書ヲ取ル

也院御所裏番所彼横ニ付明
ヲ以テ御所御後取出リ之旨可奉
行所ヘ申来ラ番人ニ下
御所ヨリ来ル依之日刻番人ヘ
申渡ス

後院

一小入用勘定法例之通国ヨリ
イ法度勘ニ付此方ヲ見シ通
書ヲ以御所ヘ差ヲ勘ス
御法ヲ見ル

十六

一小入用張弐百五十貫八ト

大例也通書ヲ以御所ヘ
七月六日ニ差ヲ勘ス
其ヲ以テ御定ヲ見ル
仮所ヘ差ス張法ヲ四月十二日ニ
ヲ勘ス、御所ヲ名ヲ以テ
定法ヲ以テ御用ヲ出シ入ル

一小入用張法ヲ院ヲ小場殿
宛ニ法ヲ以御所ヲ裏ヲ
勘仮ヲ御ニ書ヲ

十七

一程平紀行中ヲ京ニ府ニ付之通ヲ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十一月廿

一御[illegible]

[illegible]

一後院新[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十一月廿

一御京都御所御用
後院仮出ト云入ニ内ニ
祿仮来ル八ヶ〻ニ付ル云ニ
旦又右ノ小屋破損ニ付礼ニ
七ニ帰ヘ戸ニ云ニ張ヲ副ル
奥村造酒様所迄ニ付ル
ニ戸来ル〻ニ付脇ニ注文ニ付
ト付ル事書如ニ
右ノ事所作番并四軍大膳
作ニ付ル堀田源兵ニ上ヲ副ル
玉所門作来ル事番人ヲ副

三十一月二日

一房隣仮御所御用ニ入
室ニ小屋も右ノ行迄ニ礼
のやもニ帰ヘ戸ニ付百張ヲ
旨演説ニ膳小ノ取ニ水
人書面ニ戸来ル依之ニ
越四軍大膳ヲ副ル室ニ
所脇ニ注文取ニ
西書ヲ作ル

一後院ニ出し右ニ加ヘ付
石長迄七間石数ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一此段御宗任へ〆ら仰下之通
後院御茶屋ニ而ハ御附衆
只今ゟ申付候ニ付傍例と
ら仰合候処御返事ハ御相談
届置候様申候処御吟味之上入念
非常之節ハ書面にて申遣し候て
禁裏後院ゟ内侍所ニ而人
後院ハ御所向之御帳面之所
院御所御構之内ニ而も御内
之御用之由上之旨申上候へ共
有之候ニ付之字申達之候例之通
此外之者ハ御所御構之内ニ附
御所御用向之通被仰入候ニ付
之節ハ仰付候ニ付之候へ共三人
合ゟ御達之候事

十四日
一今日後院ハ後院御内御用ニ付
御附衆ゟ申達候ニ付御所向
之儀ハ御事ハ差支ニ付候ハヽ
但三ヶ條之内御用之儀此人
御内ハ入置候ハヽ御申達候
御附衆御用所へ差上候ニ入
宜候事

十五日
一後院御茶屋御内之人ニ付御用
常御殿ニ而御用之儀御所向
御手当御勝手ニ付被申候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一申刻ニ右京亮殿より御所
奉行衆御附衆番所前へ出迎（印）
院参衆御内侍所にて出迎（印）
大御門ニ而ハ御口向役人出入こ
御役番所へ御出之候ニ付
中大膳殿ニ而内侍所御宮内
下ニ而御参内之節ニ而も御
参内より御出之上御参入
衆御附衆御附衆ハ御内儀
口御参内ニ付一通り御届ハ相
御出ハ御奉行衆御附ニ付御役
御附衆ニ而右之者共御出之上
　　御目附衆　　原八
一大いとん様氏ニ而御しんし候ニ付
右御用ニ付右之候ニ付御武家方
取次大岸入口御門へ入し
御かし原八之段ニ付出候
右刻御所へ御添退出之候し
　　　　　　　　　　　退ら
（印）
一院御所御役所へ御出之
東御役番中御附衆、院参衆
内侍所衆ハ出候し御用人
女院御所へ参り右之段
御かし御附御内へ
次第右文今朝ニ出申候

右御役々こしらへ候様田中大膳
お役人衆へ今日のお役者御役所へ参
候こと

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

五月十六日

一御法事ニ付吉田猪兵衛
就而例之通役人并同門跡
當番出勤可致候ニ付
其外ニも出勤之儀依之可成
後院御法事番ニ付御役
番中ニ出勤被相勤候ニ付
當番内膳之御役番人
承知之内膳之御届
御使参候而御届申入候

廿五日

一後院御法事ニ當番ニ付候
之別之御書付ニ而當役へ
表ハ御所へ
御所ニ而御使参候ニ付御届
ニ入候事右御所へ届申候ニ付
ここ迄御使参候ニ付御届申来
御本所御用方へ御届申来

六月朔日

一後院御法事御番中ニ此迄
元服御祝儀御届ニ付
大御門之御内之御届ニ付
同人ニ先御門番所ニ而上ノ御口
之御法事御出入ニ付御届申候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

御吟味之上被為仰付候
御下知御入念之事

十二月十五日
一 渡候入用書付之記
旧年被渡候分余分之又
銀三百四拾九匁六分
此銀当暮分之年限二付
て差上候三月十五日 御届ケ 家
来ニ被申付右之通御引入金

廿日
一 御所方御用奥村逆臣
被渡候ニ付相談之筋
御大判之儀御願申上候
渡候金之御引取御所之方
御申来候 右之通御沙汰
右相済候 渡候治御役目
右御奉行 御渡被成下八日御届
其上御引取之上右見届
御内家之別紙之通申来候

一 右御所方年寄 御用向之上 御渡候
御書付之通 御渡ニ付 手代
御所方之 御所方之 請人
村毛之御申之 印形之通

一 右御所方大判之事 御
右之通 御所之 御申候

御所附御役人御渡候様 御渡候
此方共ニ 御別紙之通 御所
右御所之上 御渡候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿六日
一小人用張五百九分ヨト出来ノ事
[illegible]
[illegible]
廿七日
一小人用張四百八十八、[illegible]
方帳面ニ[illegible]
[illegible]
用書所ニ[illegible]
後院御用書[illegible]
三十日
一語和院口小ノ方樋門[illegible]
[illegible]
[illegible]
口[illegible]
[illegible]
後院[illegible]
石樋門ハ後院[illegible]

宝暦九己卯年
正月十八日晴
一後院御[illegible]
吉田二位[illegible]
[illegible]

宝暦九己卯年

正月十八日晴

一後院御祭守、例[illegible]也

吉田二位殿ハ神供調球

二年殿康範前ニ而役

今ノ内宮向ニ年ニ後辺出于ニ

所出立今ニ相無 御所、所

供奉殿ハ御座ニ入ル

右役人宮向ニ着一ツ花前

ハ書物ニ而ニ来ル久ニ年御座

掃除ニ而ニ極四久ニ而ニ

年ハ至御所役ニ番中ニ而ニ

ニ而ニ掃除ニ

右ノ西

一御祭守ハ今ノ己刻二位殿

御宮供ニ而ニ供奉殿ハ

ニ来ル日又花前ニ而ニ

[illegible]ニ年一時ニ而ニ

日掃御役ニ番中ニ而ニ

掃除ニ而ニ久ニ而ニ

右ノ事例ニ而ニ前廣ニ而ニ

向ニ中間別今ノ御宮供ニ

年ニ後ニ而ニ相無ル

御所ニ出供奉殿ハ御座ニ

ニ入ル至年ニ而ニ麻ニ下ニ出ル

右吳所ニ解ニ言ニ相而ニ有ニ故ニ方

十六日
一 吉田三位殿家司鈴鹿筑前守より
手紙到来、明後十八日
御機嫌伺、神供献上之儀ニ付例
之通役人参向仕候ニ付宜敷
御含可被下候様申来候、返事
承知之旨御座候様申遣
十八日
一 今巳刻比吉田殿
御機嫌伺、神供調進ニ付鈴鹿
筑前守・鈴鹿内匠・鈴鹿伊勢守
参上、役所ニ而面会、申渡承知
所誌、献物相調添状差出ス
廣橋前大納言殿へ所遣ス
廿九日
一 明廿三日巳刻前後
後院御機嫌吉田三位
家司鈴鹿筑前守参向
鈴鹿筑前守より申来、即紙にて
内々承知ニ候
後院諸御役番并御口番
之へ御届挨拶之由申
同人
石川土佐守殿へ参候
廣橋前大納言殿へ申入

廿七日
一 今日 後院へ 御機嫌伺、吉田
二位殿家司鈴鹿筑前守参上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用